

社団法人 日本動物保護管理協会定款

# 社団法人 日本動物保護管理協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人 日本動物保護管理協会という。

### (事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都港区南青山1丁目1-1におく。

### (目 的)

第3条 この法人は、動物の虐待を防止し、動物の適正な取扱いと、動物の保護に努め、あわせて動物の正しい飼育管理の知識の普及を図り、広く国民の動物愛護の精神を高揚することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため「動物の保護及び管理に関する法律」の思想普及に係る次の事業を行う。

- (1) 動物愛護週間行事に関する事業
- (2) 動物の適正な飼養管理と保護に関する事業
- (3) 犬、猫等ペットの引取りに関する事業
- (4) 傷病動物の措置に関する事業
- (5) 犬および猫の繁殖制限に関する事業
- (6) 動物の保護管理に係る共同研究、調査、知識の普及に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第5条 この法人の会員は次の通りとする。

- (1) 正 会 員     この法人の目的に賛同して入会した動物の保護及び管理に関する団体
- (2) 準 会 員     この法人の目的に賛同して入会した動物に関する団体
- (3) 特別会員     理事会の推薦に基づきこの法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する団体又は個人
- (4) 名誉会員     総会の推薦に基づきこの法人に特に功労があった者

#### (入 会)

第6条     この法人に正会員及び準会員として、入会しようとする団体は理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

- 2     入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が入会しようとする団体に通知するものとする。

#### (入会金及び会費)

第7条     入会を承認された正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2     特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (資格喪失)

第8条     会員は次の事由により、その資格を喪失する。この場合既納の会費は、これを返還しない。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員たる団体が解散したとき
- (3) 故なくして会費を2年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### (退 会)

第9条     会員で退会しようとするときは、書面で届け出なければならない。

#### (除 名)

第10条    会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において4分の3以上の

議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### 第3章 役員

(役員の種類、定数及び選任)

第11条 この法人に次の役員をおく。

理事 10名以上20名以内

監事 2名

- 2 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。
- 3 理事のうちから会長1名、副会長3名以内、常任理事5名以内を互選する。
- 4 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なく主務官庁に届け出なければならない。

(役員の職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ理事会において定める順位により会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、理事会の議決に基づき、会務を分担執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員の解任 )

第 14 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

( 役員の報酬 )

第 15 条 役員は無報酬とする。ただし、総会の議決により常勤の理事については、報酬及び手当を支給することができる。

- 2 前項のただし書に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

( 名誉会長、顧問及び相談役 )

第 16 条 この法人に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役に関する事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

## 第 4 章 総 会

( 総会の種別 )

第 17 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

( 総会の構成 )

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

( 総会の権能 )

第 19 条 総会は、次に定める事項のほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認
- (5) 理事及び監事の選任及び解任
- (6) 会員の除名
- (7) その他理事会で必要と認めた事項

( 総会の開催 )

第 20 条 通常総会は、毎年 2 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 民法第 59 条第 4 号の規定により、監事から開催の請求があったとき

( 総会の招集 )

第 21 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに、通知しなければならない。

( 総会の議長 )

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

( 総会の定足数 )

第 23 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

( 総会の議決 )

第 24 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 総会の書面表決等 )

第 25 条 やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

( 総会の議事録 )

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数および出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名及び押印しなければならない。

( 議決事項通知 )

第 27 条 総会において承認又は議決した事項は、書面によりこれを会員に通知しなければならない。ただし、この法人の機関誌に掲載してこの通知に代えることができる。

## 第 5 章 理 事 会

( 理事会の構成 )

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

( 理事会の権能 )

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 理事会の招集 )

第 30 条 理事会は、会長が必要と認めるとき招集する

- 2 会長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに、通知しなければならない。

( 理事会の議長 )

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

( 理事会の定足数等 )

第 32 条 理事会には、第 23 条、第 24 条、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。  
この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 事務局及び職員

( 事務局及び職員 )

第 33 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

( 備付帳簿及び書類 )

第 34 条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定 款
- (2) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産及び負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第 7 章 資産及び会計

### ( 資産の構成 )

第 35 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### ( 資産の管理 )

第 36 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決によって別に定める。

### ( 経費の支弁 )

第 37 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### ( 事業計画及び収支予算 )

第 38 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### ( 暫定予算 )

第 39 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しな

いときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第40条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、資産の総額に変更が生じた場合には2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、その会計年度終了後3か月以内に主務官庁に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に余剰金があるときは、総会の決議を経て、翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第41条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第44条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 45 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 9 章 補 則

(委 任)

第 46 条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項から第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算書は、第 38 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。